

Hot Topics

海上労働条約（MLC）



こちらは、英文記事「[Maritime Labour Convention](#)」（2017年7月18日付）の和訳です。

2013年8月20日発効の「2006年の海上労働条約」について、国際労働機関（ILO）が同意した改正案が2017年1月18日付で発効しました。

2006年の海上労働条約（MLC）は2013年8月20日に発効しました。2014年4月、国際労働機関（ILO）は、2009年に国際海事機関（IMO）/ILOの合同作業部会で合意された金銭的保証に関する指針を実施すべく、MLCのいくつかの改正案に同意しました。この改正案は2017年1月18日に発効しています。

同日以降、MLCの対象となる船舶では、船員の置き去りが発生した際の送還費用および当該船員が契約上最長4か月までの権利が認められている未払い賃金や給付金に対する保険または他の金銭的保証が手配されていることの裏付けとなる、保険者または他の金銭的保証の提供者が発行した証書を掲示することが求められます（改正後のMLC第2.5.2規則、第A.2.5.2基準）。さらに、船員の負傷、後遺障害、死亡に伴って生じる契約上の損害賠償請求に対する責任についても証書が必要となります（改正後のMLC第4.2規則、第A4.2.1基準、第1(b)項）。

国際P&Iグループ（IG）加盟全クラブの理事会は、各クラブが[MLC Extension Clause 2016（2016年MLC特別条項）](#)の条件に従って必要な証書を提出すべきであると決定しました。MLC証書が必要なメンバーは[申請書](#)を使用するか、MyGard経由で申請する必要があります。

改正点および MLC 証書の取得方法に関する詳しい情報については以下をご覧ください。また、申請手続については [Circular No. 16/2016](#) をご覧ください。

- [Circular No. 11/2016](#)
- [Circular No. 13/2016](#)
- [Circular No. 16/2016](#)
- [申請書](#)
- [MLC 証書テンプレート](#)
- [2016 年 MLC 特別条項](#)
- [MLC に関する FAQ \(IG\)](#)
- [ILO による MLC の関連情報](#)
- [MLC に関する FAQ \(ILO\)](#)

MLC についてご不明な点がある場合は、Gard の窓口担当者または [MLC Consultancy Group](#) までお問い合わせください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されております。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。